

トピックス

- 「市場監督管理現代化第 14 次五ヵ年計画」の公布について

法令速報

- 全国人民代表大会常務委員会、「会社法(改定草案)」について意見を募集
- 全国情報セキュリティ標準化技術委員会、「情報セキュリティ技術 重要データ識別ガイドライン」について意見を募集
- 国家インターネット情報弁公室等の 13 部門、「サイバーセキュリティ審査弁法」を公布
- 国家インターネット情報弁公室等の 4 部門、「インターネット情報サービス推薦アルゴリズム管理規定」を公布

弁護士コラム

- 中国における独占禁止規制の動向および実務上の注意点

「市場監督管理現代化第 14 次五ヵ年計画」の公布について

国家市場監督管理総局は 2022 年 1 月末、「市場監督管理現代化第 14 次五ヵ年計画」(国発〔2021〕30 号。以下「計画」)を公布した。この計画においては、2021 年から 2025 年まで(第 14 次五ヵ年計画計画)の期間における中国の市場監督管理現代化の総体的な要求や重点任務などが明確にされており、そのうち、市場における秩序的かつ総合的な管理の強化、公平かつ競争的な市場環境の構築、独占禁止と不正競争防止に対する監督管理能力の統括的な向上、オンライン・オフラインにおける市場競争エコシステムの統括的な合理化などの必要性が、提起されている。2021 年の年末に開催された全国市場監督管理業務テレビ会議においても、国家市場監督管理総局は、2022 年における事前・事中・事後の規制仕組みの整備、部門間における共同規制をめぐる連携強化の推進、独占規制上の重点の統括的な把握、公平な競争規制能力の向上、質の

高い発展の更に深化された更に高い水準における促進などの必要性を明確に提起している。

総じて述べると、今後の非常に長い期間において、中国の独占行為に対する規制は、依然として引き続き強化され、深化していくものと予想することができる。企業にとっては、日常の経営の独占禁止等の面におけるコンプライアンスを遂行する必要がある。中国の独占禁止規制の一部の動向については、後文の「中国における独占禁止規制の動向およびこれへの対応」をご参考いただきたい。

全国人民代表大会常務委員会、「会社法(改定草案)」について意見を募集

「会社法(改定草案)」をめぐる意見の募集は、2022年1月22日に終了した。第十三回全国人民代表大会常務委員会第三十二次会议においては、2021年12月20日に「会社法(改定草案)」(以下「改定草案」)に対する審議が行われ、2021年12月24日から公の意見の募集が開始されていた。「改定草案」は全15章、計260条から構成されており、中国の会社法に対する大幅な改定が行われている。そのうち、実質的に追加または改定された条数は、70前後に上っている。「改定草案」においては、会社の設立・撤退制度の完全化、一人有限責任会社の設立等に対する制限の緩和、一人股份有限公司の設立に対する許可、および抹消登記の簡易手続や会社定款などの企業情報公示システムを通じた社会への公示の必要性などの関連規定の追加が、行われている。

さらに、「改定草案」においては、支配株主と経営管理職員の責任の強化(董事・監事・高級管理職員の忠実義務および勤勉義務の完全化に関する具体的な内容を含む。)も行われており、董事と高級管理職員の職務執行上の故意または重大な過失に起因した他者に対する損害発生時における会社との連帯責任負担義務等の関連規定が追加されている。このほか、「改定草案」においては、会社の組織機構が合理化されており、(従業員数三百人以上の有限責任公司につき)従業員代表董事の設置義務の関連規定が追加されている。

(出典:<http://www.npc.gov.cn/flcaw/>)

全国情報セキュリティ標準化技術委員会、「情報セキュリティ技術 重要データ識別ガイドライン」について意見を募集

全国情報セキュリティ標準化技術委員会秘書処は2022年1月13日、「情報セキュリティ技術__重要データ識別ガイドライン(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)を公開し、社会からの意見を募集した。意見募集期間は、3月13日までとされている。「意見募集稿」においては、データ処理者による自らが所有している重要データの識別のために、重要な参考資料が提供されており、主に重要データ識別の基本原則、考慮要素、および重要データの表示形式に対する規定が行われている。このほか、「意見募集稿」においては、重要データの定義に対する明確な規定が行われており、重要データとは、電子の方法をもって存在しており、ひとたび改ざん、破壊、漏えい、違法な取得または違法な利用に遭遇した際には国家の安全および公共の利益を脅かすおそれのあるデータをいうものとされている。

(出典:

https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20220113195354&norm_id=20201104200036&recode_id=45625)

国家インターネット情報弁公室等の 13 部門、「サイバーセキュリティ審査弁法」を公布

重要情報インフラサプライチェーンセキュリティの確保、ならびにサイバーセキュリティおよびデータセキュリティの保障に向けて、国家インターネット情報弁公室等の 13 部門は 2021 年 1 月 4 日、共同で「ネットワークセキュリティ審査弁法」(以下「弁法」という。)を公布した。「弁法」は 2022 年 1 月 1 日から施行される。「弁法」においては、オンラインプラットフォーム運営者のデータ取扱活動が、サイバーセキュリティ審査に組み入れられ、100 万のユーザーの個人情報を把握するオンラインプラットフォーム運営者は、海外に上場する場合、自主的にサイバーセキュリティ審査を申請する必要があるという旨が明確にされている。「弁法」においてはさらに、サイバーセキュリティ審査では核心データ、重要データおよび大量の個人情報の安全性と越境リスクが、重点的に考察されるという旨が明確にされている。このほか、その意見募集稿と比較すると、「弁法」においては、特別審査手続の審査期間が延長され、3 か月から 90 営業日に調整されている。

(出典:

http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894602182845.htm)

国家インターネット情報弁公室等の 4 部門、「インターネット情報サービス推薦アルゴリズム管理規定」を公布

インターネット情報サービスの推薦アルゴリズム活動の規範化に向けて、国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部及び国家市場監督管理総局は 2022 年 1 月 4 日、共同で「インターネット情報サービス推薦アルゴリズム管理規定」(以下「規定」という。)を公布した。「規定」は 2022 年 3 月 1 日から施行される。「規定」においては、推薦アルゴリズムサービスプロバイダーによる推薦アルゴリズムサービスを利用した法律・行政法規で禁止されている情報の拡散禁止、および不良情報の拡散防止・制止措置の採択義務が明確にされている。「規定」においてはさらに、アルゴリズムセキュリティ主体责任の実施、アルゴリズムメカニズム審査・科学技術倫理審査・ユーザー登録・情報公開審査・データセキュリティ・個人情報保護・電気通信オンライン詐欺防止・セキュリティ評価モニタリング・セキュリティインシデント緊急対策案などの管理制度および技術措置の確立および整備、推薦アルゴリズムサービスの関連規則の制定および公開、ならびに推薦アルゴリズムサービスの規模に相応する専門的なスタッフおよび技術サポートの手配の義務が、推薦アルゴリズムサービスプロバイダーに要求されている。このほかにも、「規定」によると、推薦アルゴリズムサービスプロバイダーは、ユーザーの個人的な特徴の非対象化の選択肢、または推薦アルゴリズムサービスの不利用の簡便な選択肢をユーザーに提供しなければならない、ユーザーが推薦アルゴリズムサービスの不利用を選択した場合、推薦アルゴリズムサービスプロバイダーは、直ちに関連サービスの提供を停止しなければならないものとされている。

(出典:

http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894606364259.htm)

中国における独占禁止規制の動向および実務上の注意点

作者 趙雪巍、李太陽

中国の独占禁止に対する規制は、日本や米国などの先進国と比べますと、その歴史はまだ浅いですが、わずか十数年の間に飛躍的な進歩を遂げてきたと言えます。中国の「独占禁止法」が 2008 年 8 月 1 日に施行されて以降、関連の実施細則とガイドラインも、前後して公布されており、法令の整備に伴ってその執行も大きな進歩を遂げてきました。中国当局による一連の法執行活動は、現在世界的な関心を集めており、グローバルにビジネスを展開する日系企業や多国籍企業も、中国の「独占禁止法」の関連リスクをますます重視するようになってきました。以下におきましては、近年の中国における「独占禁止法」の執行や立法などの動向を紹介した上で、日系企業として必要となるご対応方法をご説明いたします。

一、独占禁止法執行活動の活発化

中国における独占禁止法の執行は、欧米などの法域と同じように公的執行 (Public Enforcement) と私的執行 (Private Enforcement) に大別することができます。公的執行には主に、独占禁止行為を対象とする行政執行機関による摘発や処罰が含まれています。一方、私的執行とは主に、中国の「独占禁止法」第 50 条に従った独占禁止行為に関する訴訟の提起をいいます。「独占禁止法」の施行後に、公的執行と私的執行は、いずれも大きな進展を遂げたと言えます。

公的執行については、当局の公表データや報道などから見ると、2021 年における公的執行案件の件数は、大幅に増加し、146 件以上に達しています。そのうち、独占的協定案件は、15 件、市場支配的地位濫用案件は、11 件、企業結合案件は、120 件となっています。表1の示すとおり、2021 年の案件数は、単独で 2018 年から 2020 年までの案件数の総数をも上回っています。これも中国当局による 2021 年度の独占禁止規制強化の具合を裏付けるものかと思われます。

表1:2018 年以降の公的執行案件の件数

| 処罰案件の種類 | 処罰件数 | | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 2018 年 | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 |
| 独占的協定案件 | 11 | 12 | 16 | 15 |
| 市場支配的地位濫用案件 | 4 | 4 | 10 | 11 |
| 企業結合案件 | 16 | 18 | 16 | 120 |
| 計* | 31 | 34 | 42 | 146 |

(*注: 以上の統計は、行政権力の濫用による競争の排除・制限案件を除外したものです。)

さらに、中国政府は 2020 年の年末以降、「独占禁止を強化して資本の無秩序な拡大を防止していくこと」を経済面における重点業務の一つとし、プラットフォーム業界に対する独占禁止規制を強化してきました。このような背景の下で、同業界にかかわる案件は、全案件の 80% 強を占めていました。これらの案件においては、

中国系企業が大多数を占めていましたが、日系企業がかかわっていた事例もあります。例えば、日系の重工業、自動車業、通信業の大手などが、合併企業設立に際して独占禁止法の規定のとおり企業結合申告を行わなかったことから、中国の独占禁止法に違反し、制裁金が課せられたという事例もありました。

行政執行案件だけでなく、独占禁止行為に関する訴訟案件などの私的執行案件も、年々増加しています。最高人民法院の公表(2021年9月27日)した内容によりますと、2008年から2020までの間に、全国の人民法院は897件の独占禁止民事案件を受理し、844件の審査を既に完了しました。年間結審案件数は、2008年の時点においては、わずか6件にすぎませんでしたが、2020年には、その17.8倍の107件に増加しました。そのうち、特に、標準必須特許(Standard Essential Patent)などのライセンスをめぐる紛争案件、メーカーによる販売店の販売価格や販売方法などに対する制限をめぐる案件、独占禁止法執行当局の処罰決定に基づく訴訟(Follow-on Action)などの独占禁止法関連民事案件は、増加が特に著しいです。これらの案件には、外国企業または外資系企業にかかわるものが多く見られます。

中国における独占禁止法執行案件の増加は、法制度の整備に伴う独占禁止法関連コンプライアンス意識の向上の影響を受けており、他者の独占行為をめぐる当局への通報や訴訟の提起が、競争の手段として活用されていたことも、その一因であったのではと思われます。

二、独占禁止法執行体制の再編と最適化

中国においては近年、独占禁止法の執行をめぐる一連の改革が行われており、これにより独占禁止法の執行活動が促されてきました。

行政執行機関については、2018年3月の国家機関改革により、独占禁止法執行の職能が、従来の複数の機構(表2)から、国家市場監督管理総局(SAMR)へ統合されるようになりました。その後、2021年11月18日にはさらに、従来SAMR内の局の一つであった「独占禁止局」が格上げされ、「国家独占禁止局」となりました。この格上げにより、国家独占禁止局の権威や独立性は、さらに強化されており、独占禁止行為に対する調査や法執行活動も、さらに活発化していくものと予測されています。

表2: 中国の独占禁止法執行機関の改革と変遷

| 2018年3月以前 | 2018年3月～ 2021年11月17日 | 2021年11月18日以降 |
|---|-------------------------|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・企業結合: 商務部 ・ほかの独占行為のうち 価格関連: 国家発展改革委員会 それ以外: 国家工商行政管理総局 | 国家市場監督管理総局(の 独占禁止局) | 国家独占禁止局 |

(注: 表中の「ほかの独占行為」とは主に、独占的協定と市場支配的地位の濫用を指す。)

また、案件数の急増に対応するために、SAMRによる地方の市場監督管理局への法執行権限の委譲も、拡大されています。このような背景から、地方市場監督管理局の摘発する違法案件は、年々増加しています。

独占禁止法関連訴訟案件の司法審査体制も、最適化されつつあります。2014年には、一審目の独占禁止に係る民事訴訟案件は、知的財産法院が専属で管轄することになりました。2019年にはさらに、中国版の飛

越上告(Leapfrog Appeal)制度が導入されました。当事者が地方の法院(裁判所)の独占関連の一審判決を不服とする場合には、上級の法院に控訴せずに、最高人民法院に直接上告できるようになりました。

これらの機構改革による法執行体制の最適化は、中国の独占禁止法執行活動の活発化の推進につながっています。

三、独占禁止法令制度の進化と改善

独占禁止法の執行経験の蓄積により、中国の独占禁止法制度も進化し、改善されつつあります。

SAMR は 2020 年の初頭に「独占禁止法(改正案)」を公布し、公衆からの意見を募集しました。同法の改正は 2021 年 4 月 21 日に中国全国人民代表大会常務委員会の年間立法計画に編入され、SAMR の提示した改正案(以下「改正案」という。)は同年 10 月の中旬から下旬にかけて初めて審査されてから、再び公衆からの意見の募集が実施されました。

改正案の内容は主に、デジタル経済に対する独占禁止法の規制原則、これまでの実務経験の法令化、既存の不足部分の改善(独占的協定のセーフハーバー制度、欧州連合の審査期間中断(stop the clock)に類似する事業者集中審査期間中断制度の導入など)から成り立っています。特に、違反行為に対する制裁金額の引上げ(表 3)などは、多くの人々の関心を集めました。

表 3: 改正案における一部の独占行為に対する制裁金の比較表

| 違反行為の種類 | 制裁金の上限 | |
|---------------------|--------------|---|
| | 現行の規定 | 改正案の規定 |
| 未実施の独占的協定 | 50 万人民元 | 300 万人民元 |
| 独占的協定達成の組織及びほう助の行為 | なし | 直近の年間売上高の 10%、または(売上高がなかった場合には)500 万人民元 |
| 独占的協定に対する個人の責任 | なし | 100 万人民元 |
| 企業結合申告義務への違反行為 | 50 万人民元 | 反競争の効果があつた場合: 直近の年間売上高の 10%; 反競争の効果がなかった場合: 500 万人民元 |
| 執行機構の独占禁止調査に対する妨害行為 | 企業: 100 万人民元 | 企業: 直近の年間売上高の 1%、または(売上高がなかった場合には)500 万人民元 |
| | 個人: 10 万人民元 | 個人: 50 万人民元 |
| 情状・影響・結果が特に深刻な違反行為 | なし | 所定の制裁金額(例えば、直近の年間売上高の 10%など)の 5 倍 |

このほかにも、独占行為に対する制裁および威嚇を強化するために、独占禁止法への違反行為に対する刑事責任の追及、公訴機関による民事公益訴訟の提起、信用失墜リストへの記載や公開などの制裁も、導入される予定です。

これらの改正内容がひとたび最終的に可決されますと、独占禁止法に違反した際に、企業は莫大な制裁金支払などの責任を負うだけでなく、さらには、関連の法定代表者や管理職員などの個人も、制裁金などの責任を追及されるリスクを負うことになります。

四、コンプライアンスの徹底によるリスクの未然の防止

中国当局は 2022 年 1 月 5 日に 13 件の独占禁止法違反行為に対する処罰の事例を再び一括で公開しました。さらに、2022 年に中国当局が年初のタイミングでこれらの案件を一括で公示したことは、直近の一連の動向から見ますと、中国当局が 22 年においても独占行為に対する取締りの強度を緩和せず引き続き摘発していくのではないかと社会から受け止められています。

以上をまとめますと、中国における独占行為に対する規制は、絶え間なく強化されていくであろうと考えられます。このような傾向に伴い、企業が直面する独占禁止法上のリスクと違法行為により生じるコストも、次第に増加していきます。このほか、独占禁止法上の行政調査、または第三者が提起する民事訴訟への対応のためには、往々にして大量の時間と経済コストが必要となります。日々の経営にかかわる独占禁止法上のリスクをミニマイズするためにも、コンプライアンス制度を構築し、教育を通じてコンプライアンス意識を従業員に浸透させ、独占禁止等の法令の遵守を徹底していただくことを企業の皆様に提案させていただきます。

企業によるコンプライアンス制度の確立・貫徹・実施の指導に向けて、SAMR 及び一部の地方市場監督管理局は、独占禁止コンプライアンスガイドライン等を公布しております。こちらのコンプライアンスガイドラインを参考にし、自社及び所属業界の実際の競争状況を踏まえた上で、有効な独占禁止コンプライアンス制度を確立していただきますようおすすめいたします。

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>